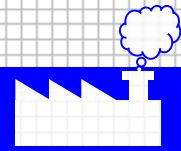


北広島町企業立地奨励制度のご案内



令和2（2020）年4月現在

北広島町では、産業の高度化及び工場等の適正配置を促進するため、工業地域や準工業地域など町内において工場等の新設及び拡充に対する奨励措置により企業を支援しています。奨励制度の活用については事前相談を要しますので、着手する日の40日前までに下記（商工観光課）へご連絡ください。

対象となる工場等

- (1) 物品の製造
- (2) 加工若しくは修理の事業に直接供する施設
- (3) 流通施設（荷受け、保管、流通加工、出荷、道路運送業務）
- (4) 工業に関する試験研究施設
- (5) ソフトウェア業等施設及びこれらに付帯する施設
- (6) 新エネルギー産業及びこれらに付帯する施設 ※太陽光発電施設は除く
- (7) その他町長が町の経済発展や雇用機会の拡大に特に寄与することと認める施設

対象となる基準

- (1) 都市計画法（第8条第1項第1号）に掲げる工業地域、準工業地域及びその他工業等の導入が適当であると町長が認める地域に工場等を新設し、又は増設すること
- (2) 新設又は増設した工場等に対する投下固定資産総額が5,000万円以上であること

奨励措置

設備取得奨励金

土地取得代金を除いた設備投資金額に5%を乗じた額を助成（限度額：1,000万円）

※令和元年度までの土地取得奨励金・工場等設置奨励金・雇用奨励金は廃止となりましたので、ご注意ください。

但し、令和元年度分までに指定を受けた奨励事業者については、従前の北広島町企業立地奨励条例が適用されます。

北広島町役場 商工観光課 商工振興係

〒731-1533 広島県山県郡北広島町有田1122（道の駅舞ロードIC千代田管理棟内）

TEL：0826-72-7368（直通） E-mail：syokou@town.kitahiroshima.lg.jp